

# 山口県報

令和4年  
10月28日  
(金曜日)

## 目次

○告示	産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請（廃棄物・リサイクル対策課）……………	一
保安林予定森林（岩国市）（森林整備課）……………	二	
○公告	公共測量の実施（監理課）……………	二
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）……………	二	
○教委規則	山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則……………	二
○公安委公告	契約の締結……………	四

## 山口県告示第三百十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条第一項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があった。  
当該申請書及び当該設置をすることが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類は、令和四年十月二十八日から同年十一月二十八日までの間、山口県宇部環境保健所及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和四年十月二十八日

申請者

山口県知事 村岡 嗣政

名 称 株式会社宇部整環リサイクルセンター

住 所 宇部市大字船木三三四番地

代表者の氏名 徳山 大洸

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宇部市大字船木字西ノ浴三三四番二及び三三四番並びに宇土樋ヶ浴五八三番四

三 産業廃棄物処理施設の種類の焼却施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず

五 申請年月日

令和四年七月二十五日

## 山口県告示第三百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

令和四年十月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林予定森林の所在場所

岩国市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩国市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。〕

一 保安林予定森林の所在場所

岩国市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。〕

一 保安林予定森林の所在場所

岩国市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。〕

(一八〇) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和四年十月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（空中写真測量）

二 作業の地域

山口市

三 作業の期間

令和四年十月七日から令和五年三月三十一日まで

(一八一) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和四年十月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

熊毛郡田布施町大字下田布施字道吉

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

光市大字岩田二六七番地

社会福祉法人大和福祉会

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。







最低価格

令和四年十月二十八日印刷

発行人所

山口県知事